

# 大分県報

令和四年  
第二八九号  
三月八日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 指定納付受託者の指定……………一
- 県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧……………一
- 土地改良法による換地処分……………二
- 付保義務の発生……………二
- 道路区域の変更……………二
- 道路の供用開始……………二
- 大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………三
- 教育委員会告示……………三
- 個人番号利用事務実施者である教育委員会が適當と認める書類等を定める規程の一部改正……………四

### 告示

**大分県告示第百号**  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。  
令和四年三月八日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞  
一 指定納付受託者の名称及び所在地

名称

所在地

指定をした日

三井住友カード株式会社

大阪府大阪市中央区今橋四丁目五番十五号

令四・二・一八

令和四年三月八日

大分県報（告示）

一

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
株式会社大分カード	大分市中央町二丁目九番二十二号	令四・二・一五	
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町一番三号	令四・一・一一	
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南二丁目十六番五号NB F品川タワー	令四・三・四	
株式会社メルペイ	東京都港区六本木六丁目十番一号六本 木ヒルズ森タワー	令四・一・二八	
株式会社エム・ピー・ソリューション	東京都港区虎ノ門二丁目十番四号オー クラブレステージタワー八階	令四・一・一一	
GMOPeイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号	令四・三・七	
SBペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目七番一号東京ポ ートシティ竹芝オフィスタワー	令四・一・二八	

二 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等  
三 キヤッシュレス決済の方法により納付する手数料、使用料及び諸収入  
三 指定期間  
指定をした日から令和四年三月三十一日まで

**大分県告示第百一号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐市大字松崎二千四百九十一番地の村井重利ほか二人からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内  
に知事に対し審査請求をすることができる。  
令和四年三月八日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

県営水田畑地化推進基盤整備事業  
 （区画整理）

新浜地区

令四・三・八から  
 令四・三・二八まで

宇佐市役所

大分県告示第百二二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業柚ノ木地区一工区の換地処分をした。

令和四年三月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二二号

大分市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和四年三月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
中津市三光白木字犬ヶ墓二三三〇番 一地区内		前 後	メートル 九・三 八・一	メートル 三五・五
		後 前	一五・五 八・九	三五・五

県道洪見成恒中津線

中津市三光白木字犬ヶ墓二三〇七番  
一地区から  
中津市三光白木字犬ヶ墓二三一〇番  
三地区まで

中津市三光田口字金色平三五七九番  
三地区内

中津市三光田口字金色平三五七五番  
八地区内

後	前	後	前	後	前
一九・九 五・七	一〇・三 五・七	一七・二 七・二	七・〇 五・三	一一・九 六・七	一一・九 六・六
三五・五	三五・五	四一・七	四一・七	一〇六・九	一〇六・九

大分県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
一般国道二二二号	中津市耶馬溪町大字大島字岩木一三四三番六 から 中津市耶馬溪町大字大島字岩木一三四二番四 まで	

一般国道二二三号

中津市大字犬丸字大山二三八三番四から  
中津市大字犬丸字如水二四一六番六まで

中津市三光白木字犬ケ墓二三一〇番一地先内

中津市三光白木字犬ケ墓二三〇七番一地先か  
ら

中津市三光白木字犬ケ墓二三一〇番三地先ま  
で

中津市三光田口字金色平三五七九番三地内

中津市三光田口字金色平三五七五番八地内

県道渋見成恒中津線

大分県告示第百六号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び別府土木事務所に備え置いて一般の供覧に供する。

令和四年三月八日

二 別府港の(二)概要の表中

大分県知事

広

瀬

勝

貞

D―一―一五  
臨港道路

二七〇・〇〇  
メートル

D―一―一六  
臨港道路

一八〇・〇〇  
メートル

D―一―一七  
臨港道路

一七七・〇〇  
メートル

を

D―一―一八  
臨港道路

九〇・〇〇  
メートル

D―一―一九  
臨港道路

二六・〇〇  
メートル

D―一―一五  
臨港道路

二七〇・〇〇  
メートル

D―一―一七  
臨港道路

一七七・〇〇  
メートル

D―一―一九  
臨港道路

二六・〇〇  
メートル

D―一―二八  
臨港道路

一四〇・七〇  
メートル

D―一―二八  
臨港道路

一四〇・七〇  
メートル

D―一―二九  
臨港道路

八五・〇〇  
メートル

D―四―八  
駐車場

八、八九五・〇〇  
平方メートル

D―四―九  
駐車場

六、二五六・〇〇  
平方メートル

D―四―八  
駐車場

一三、七九二・〇〇  
平方メートル

に、

を

に、

を

に、

令和四年三月八日

大分県報（告示）

三

改める。

「 L―二―一 」	「 L―二―一 」	「 H―二―五 」	「 H―二―四 」	「 H―二―三 」	「 H―二―三 」
緑地	緑地	野積場	野積場	野積場	野積場
八、 一四七・〇〇 平方メートル	九、 五七六・〇〇 平方メートル	四、 四五五・九〇 平方メートル	四、 四四六・九〇 平方メートル	一、 一八一・八〇 平方メートル	一、 一八一・八〇 平方メートル
		附属地	附属地	附属地	附属地
に	を	に、	を		

### ○教育委員会告示

#### 大分県教育委員会告示第二号

個人番号利用事務実施者である教育委員会が適当と認める書類等を定める規程（平成二十九年大分県教育委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月八日

大分県教育委員会

第四条第三号中「関する省令」を「関する命令」に改める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。